

**「酸素欠乏危険場所（酸素欠乏危険場所のうち硫化水素中毒危険場所を含む）
における作業従事者特別教育」 開催のご案内**

（一社）鳥取県労働基準協会東部支部

事業者は、労働安全衛生法第59条第3項(労働安全衛生規則第36条第1項第26号)の規定により、酸素欠乏危険場所(酸素欠乏危険場所のうち硫化水素中毒発生危険場所を含む)における作業は危険又は有害な業務であるとして、これらの業務に労働者を従事させるときは、作業者に当該危険を防止するための特別教育を実施するよう義務付けられています。

今般、この特別教育を下記のとおり実施することとしました。従業員の中で酸素欠乏危険作業主任者の技能講習修了者以外であって当該作業に従事させる場合はこの特別教育を実施することが必要ですので是非ともこの機会に受講されますようご案内いたします。

なお、今回の特別教育は、酸素欠乏症及び硫化水素中毒の両方の危険防止を兼ねた「第2種酸素欠乏危険作業」を対象として実施します。

記

1 日 時 令和元年11月7日(木) 8:50~15:30
(受付は8:30から)

2 場 所 鳥取市若葉台南1丁目17番地 鳥取県労働基準協会会館 2階

3 日 程

科 目		時 間	講 師
学 科	酸素欠乏等の発生の原因	8:50~9:50 (1時間)	労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント 米田 明真 氏
	酸素欠乏症等の症状	9:50~10:50 (1時間)	
	空気呼吸器等の使用の方法	11:00~12:00 (1時間)	
	昼休憩	12:00~12:50	
	事故の場合の避難及び救急そ生の方法	12:50~13:50 (1時間)	
	その他酸素欠乏症等の防止に関し必要な事項	14:00~15:30 (1時間30分)	

4 受講料 労働基準協会員事業場 1人 8,000円
非労働基準協会員事業場 1人 10,000円

*特別教育用テキスト「酸素欠乏症等の防止」の代金及び消費税を含む。

5 申込方法

令和元年10月30日(水)までに別紙受講申込書に受講料を添えて当支部へお申込ください。郵送又はファックス(0857-52-5061)による申込の場合も、受講料は令和元年10月30日(水)までに下記の銀行口座にお振込いただくか現金書留での送付をお願いします。

振込先 鳥取銀行鳥取支店 普通預金 口座 No. 0051204

名義人 (一社)鳥取県労働基準協会東部支部

なお、申込が募集定員(90名)を超えた場合は締切日前でも募集を打ち切る場合があります。

6 その他

(1) 「特別教育等受講者記録」または「特別教育・能力向上教育等受講証」をお持ちの事業場は、受講者におことづけいただくなどして受付の際にお渡しく下さい。

(2) 受講者は、教育終了後に修了証を交付します。

(3) 受講申込み後の取消しについては、募集締切日の令和元年10月30日(水)までに連絡があった場合を除き受講料はお返しできませんのでご了承ください。当日の欠席についても同様ですのでご了承ください。

(4) 受講票、受講受付票などは発行していません。申込まれた受講者は、当協会から連絡のない限り受講当日、直接会場にお越しください。

(5) 講習会場の近辺には外食店等が少ないので、弁当等を準備されることをお勧めします。

(6) 受講される方は右地図の当会館駐車場「P」をご利用ください。当会館駐車場は約30台駐車できますが、この駐車場が満車の場合に限って右地図の「P1」、「P2」駐車場をご利用ください。

特別教育等受講者記録

事業所名 _____

所在地 _____

一般社団法人 鳥取県労働基準協会東部支部
〒689-1112 鳥取市若葉台南1丁目17番地
電話(0857)52-5060



酸素欠乏危険場所における業務従事者特別教育受講申込書

令和元年 11 月 7 日開催

ふりがな 氏名	生年月日	基準協会員・非会員の別
		該当に○印をして下さい ・ 基準協会員事業場 ・ 非基準協会員事業場

受講者数 (名) 受講料計 (円)

上記のとおり申し込みます。

令和元年 月 日

郵便番号

所在地

事業場

名称

(TEL

)

印

(一社)鳥取県労働基準協会東部支部 支部長 殿

(TEL 0857-52-5060 FAX 0857-52-5061)

酸素欠乏危険場所

(※印は硫化水素中毒のおそれのある場所、太字は鳥取県内でもあり得る危険場所)

- 1 次の地層に接し、又は通ずる井戸等（井戸、井筒、たて坑、ずい道、潜函、ピット等）の内部（但し、2にかかげる場所を除く）
 - イ 上層に不透水層がある砂れき層のうち、含水若しくは湧水がなく、又は少ない部分
 - ロ 第一鉄塩類又は第一マンガン塩類を含有している地層
 - ハ メタン、エタン又はブタンを含有する地層
 - ニ 炭酸水を湧出しており、又は涌出するおそれのある地層
 - ホ 腐泥層
- 2 長期間使用されていない井戸等の内部
- 3 ケーブル、ガス管その他地下に敷設される物を収容するための暗きよ、マンホール又はピットの内部
- 3の2 雨水、河川の流水又は湧水が滞留しており、又は滞留したことのある槽、暗きよ、マンホール又はピットの内部
- ※3の3 海水が滞留しており、若しくは滞留したことのある熱交換器、管、暗きよ、マンホール、溝、若しくはピット又は海水を相当期間入れてあり、若しくは入れたことのある熱交換器等の内部
- 4 相当期間密閉されていた鋼製のボイラー、タンク、反応塔、船倉その他その内壁が酸化されやすい施設の内部
- 5 石炭、亜酸、硫化鉱、鋼材、くず鉄、原木、チップ、乾性油、魚油、その他空気中の酸素を吸収する物質を入れてあるタンク、船倉、ホッパーその他の貯蔵施設の内部
- 6 天井、床若しくは、周壁又は格納物が乾性油を含むペイントで塗装され、そのペイントが乾燥する前に密閉された地下室、倉庫、タンク、船倉、その他通風が不十分な施設の内部
- 7 穀物若しくは飼料の貯蔵、果菜の熟成、種子の発芽又はきこの類の栽培のために使用しているサイロ、むろ、倉庫、船倉又はピットの内部
- 8 しょうゆ、酒類、もろみ、酵母、その他発酵する物を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、むろ又は醸造槽の内部
- ※9 し尿、腐泥、汚水、パルプ液、その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きよ、マンホール、溝又はピットの内部
- 10 ドライアイスを使用して冷蔵、冷凍又は水セメントのあく抜きを行っている冷蔵庫、冷凍庫、保冷貨車、保冷貨物自動車、船倉又は冷凍コンテナの内部
- 11 ヘリウム、アルゴン、窒素、フロン、炭酸ガス、その他不活性の気体を入れてあり、又は入れたことのあるボイラー、タンク、反応塔、船倉、その他の施設の内部。
- ※12 前各号に掲げる場所のほか、労働大臣が定める場所
(パルプ液を入れてあり、又は入れたことのある密閉された槽の内部)